

国立大学法人東北大学片平北門会館エスパス及びセリシール使用規程

平成 25 年 9 月 24 日
規 第 101 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東北大学片平北門会館のエスパス及びセリシールの使用について定めるものとする。

(エスパス及びセリシールの使用)

第2条 エスパス及びセリシールは、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）の情報発信及び社会連携事業に関する会合等に使用するものとする。

2 前項に定めるもののほか、総長が特に適当と認める場合に限り、前項に規定する用途以外の本学の会合等及び本学以外の者の主催する会合等にも使用させることができるものとする。

(使用の許可の申請)

第3条 エスパス又はセリシールを使用しようとする者は、原則として、使用日の10日前までに、使用許可申請書を総長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第4条 総長は、前条の申請があったときは、その使用目的等を審査し、適当と認めるものについて必要な条件を付して許可するものとする。

2 総長は、前項の規定により使用を許可したときは、使用許可証を交付する。

(使用料)

第5条 使用料は、建物に係る基本料金及び光熱水料等の実費代償的な付帯料金とし、その料金は別表のとおりとする。

(使用料の納付)

第6条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、前条に規定する使用料を指定の期日までに納付しなければならない。ただし、本学の記者会見及び会合等に使用する場合には、使用料の納付を要しない。

2 既に納付した使用料は返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その一部又は全部を返付することがある。

一 災害その他使用者の責めによらない事由で使用できなくなったとき。

二 第10条第1項第1号の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させたとき。

三 第11条の規定により使用日時等の変更又は使用の取り止めの承認を受けたとき。

(使用料の特例)

第7条 総長が特に適当と認めた場合は、使用料の一部又は全部を徴収しないことがある。

(特別の工作)

第8条 使用者は、エスパス又はセリシールに特別の工作をしてはならない。ただし、総長の承認を得た場合は、この限りでない。

(使用権利の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は第三者に使用させてはならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 総長は、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることがある。

- 一 本学において使用する必要が生じたとき。
- 二 使用者がこの規程又は許可条件に違反したとき。

2 前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させたことによって使用者に損害を及ぼすことがあっても、本学は、その責めを負わない。

(使用日時等の変更及び使用の取り止め)

第11条 使用者は、使用日時等を変更し、又は使用を取り止める場合は、使用日の3日前までに総長に申し出て、その承認を受けなければならない。

(原状回復)

第12条 使用者は、使用を終わったとき又は第10条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を中止させられたときは、直ちに原状に回復し、返還しなければならない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、エスパス若しくはセリシールの設備、備品等を破損若しくは滅失した場合又は許可条件に定める義務を履行しない場合は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(係員の入室等)

第14条 使用者は、本学の係員が維持管理のために行う指示及び入室を拒むことができない。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、エスパス及びセリシールの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年9月24日から施行する。

別表

区 分	1時間当たりの基本料金	1時間当たりの付帯料金
エスパス	1, 342円	212円
セリシール	682円	91円